

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合について

- (1) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合
- 通常通り教育活動を行う。
 - 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合せ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。
 - 後に発表される臨時情報 ((2)のアからウ) に備え、情報収集を行う。
- (2) (1)の発表後に、気象庁から以下の臨時情報が発表された場合
- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
- 通常の授業や行事は行い、授業終了後には、児童生徒等を速やかに帰宅させる。
 - 部活動や補習については実施しない。
 - 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。
 - 校長は、学校の立地条件や児童生徒等の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、臨時休業とすることができる。
- イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
- 通常通り教育活動を行う。
 - 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。
- ウ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）
- 通常通り教育活動を行う。

(2) のすべての段階において留意する事項

- ※ 地震発生に備え、減災に向けた緊急点検や情報収集を行う。
- ※ 児童生徒等の下校にあたっては、児童生徒等の安全確保の観点から、場合によっては学校において一時待機させることも検討する。

